

# 耳の障害

## 1 難聴の聴力検査方法の変更について

これまで、難聴の聴力検査方法については、職業性難聴と急性音響性聴器障害等により区分して定めていましたが、今後は難聴の聴力検査として次のとおり統一することとしました。

### i 聴力検査の実施時期

騒音性難聴…聴力検査は85dB以上の騒音にさらされた日以後7日間は行わず、8日目以降に行います。  
騒音性難聴以外の難聴…聴力検査は治ゆした後すなわち療養が終了し症状が固定した後に行います。

### ii 聴力検査の方法

#### 1 聴覚検査法

障害等級認定のための聴力検査は、「聴力検査法(1990)」(日本聴覚医学会制定)により行います。

#### 2 聴力検査回数

聴力検査は日を変えて3回行います。

但し、語音による聴力検査の回数は、検査結果が適正と判断できる場合には1回で差し支えありません。

#### 3 聴力検査の間隔

検査と検査の間隔は少なくとも7日程度はあけてください。

### iii 障害等級の認定

認定は2回目と3回目の測定値の平均純音聴力レベルの平均により行います。

2回目と3回目の測定値の平均純音聴力レベルに10dB以上の差がある場合には、更に聴力検査を行い、2回目以降の検査の中で、その差が最も小さい2つの平均純音聴力レベル(差は10dB未満)の平均により障害認定が行われます。

## 2 耳鳴について

耳鳴の認定基準を一部改正し、取扱いの明確化を図りました。

i 耳鳴に係る検査によって難聴に伴い著しい耳鳴が常時あると評価できるものは第12級となります。

ii 難聴に伴い常時耳鳴のあることが合理的に説明できるものについては第14級となります。

### ◆ 「耳鳴に係る検査」とは……

⇒ピッチ・マッチ検査及びラウドネス・バランス検査をいいます。

### ◆ 「難聴に伴い」とは……

⇒騒音性難聴にあっては、騒音職場を離職した方の難聴が業務上と判断され当該難聴に伴い耳鳴がある場合をいいます。

⇒騒音性難聴以外の難聴にあっては、当該難聴が業務上と判断され、治ゆ後にも継続して当該難聴に伴い耳鳴がある場合をいいます。

### ◆ 「耳鳴のあることが合理的に説明できる」とは……

⇒耳鳴の自訴があり、かつ、耳鳴のあることが騒音ばく露歴や音響外傷等から合理的に説明できることをいいます。